

## 医療助成費の払戻し（償還払い）申請

都外で受診したときなど、**乳**・**子**医療証が使えず保険診療の自己負担分を支払った場合や入院時食事療養標準負担額を支払った時は、医療助成費の償還払いの申請をしてください。

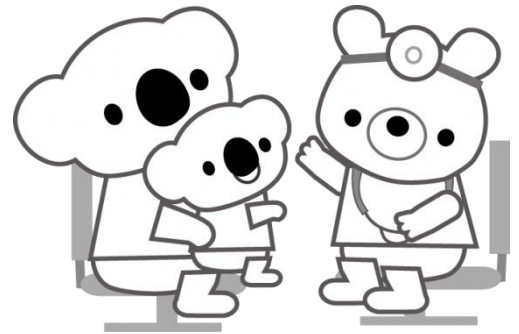
申請内容については、医療機関等に確認をする場合がありますので、できるだけ早めに申請いただきますようお願いいたします。

### ■申請に必要なもの

- 1 申請書（申請者は医療証に記載された保護者の方）
- 2 印鑑（朱肉を使用するもの。スタンプ印は不可）
- 3 領収書（発行から5年以内のものが有効です）  
〈領収書の必要項目〉
  - ① 入院・外来の別
  - ② 受診者の氏名
  - ③ 領収金額
  - ④ 医療保険総点数
  - ⑤ 診療年月日
  - ⑥ 領収年月日
  - ⑦ 医療機関の所在地・名称・領収印
- 4 お子様の健康保険証
- 5 医療証
- 6 医療証に記載された保護者名義の銀行等の口座番号（ネット銀行等を除く。）のわかる通帳またはカード

※上記7項目の記載がない領収書では、申請が受けられない場合があります。

必要項目を医療機関などで記入してもらってください。



### ■健康保険証を提示せずに全額自己負担された場合や、補装具代を負担された場合

加入している健康保険組合等へまず、申請してください。

- (1) 健康保険組合等へ保険診療分の申請をする。
- (2) 健康保険組合等から「確定通知書(保険給付金支給決定通知書)」が交付される。
- (3) その確定通知書(原本)と上記の **申請に必要なもの** を用意し、医療助成費を申請する。

※領収書（原本）は健康保険組合等に申請書類として提出するものなので、医療助成費申請の際は領収証のコピーを添付してください。

### ■支給時期

申請された医療助成費は、審査の上、申請月の翌月または翌々月に指定の口座に振り込みます。（審査に時間がかかる場合には、申請月の翌月に振込みができない場合があります。）

「子ども医療助成費支給決定通知書」をお送りしますのでご確認ください。

問合せ先 中央区役所 福祉保健部子育て支援課子育て支援係

電話 03-3546-5350・5351